

## 報告第4号

### 専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条第10号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月26日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

### 提案理由

地方公共団体における押印見直しマニュアルに沿って押印を廃止するとともに、機構改革に伴う所要の改正を行うため

## 専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

## 大野市教育委員会規則第 2 1 号

### 大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則（平成 2 6 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 行政経営部長

様式第 1 号（表）中「㊟」を削る。

様式第 1 号（裏）中「㊟」及び備考 1 を削り、備考 2 を備考 1 とし、備考 3 を削り、備考 4 を備考 2 とする。

様式第 5 号、様式第 1 2 号から様式第 1 4 号まで、様式第 1 6 号、様式第 1 8 号及び様式第 1 9 号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則

(平成26年10月23日教委規則第5号)

改正 平成28年12月22日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市結の故郷奨学金貸与条例（平成26年大野市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 結の故郷奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者は、毎年市長が定める期間内に、結の故郷奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 保護者の世帯に係る住民票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第3条 条例第6条第2項に規定する連帯保証人は2人とし、そのうち少なくとも1人は奨学金の貸与を受けようとする者の保護者以外の独立の生計を営む者でなければならない。

2 連帯保証人の死亡等やむを得ない事情により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸与対象者選考審査会)

第4条 奨学金の貸与の可否の決定その他必要事項を審議するため、貸与対象者選考審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育長
- (2) ~~企画総務部長~~行政経営部長
- (3) 教育委員会事務局長
- (4) 教育総務課長

(5) 学校教育審議監

(6) その他教育委員会が必要と認める者

- 4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 審査会は会長が招集し、会議の議長となる。
- 9 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(貸与の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により奨学金の貸与の可否を決定したときは、その結果を申請者に対し奨学金貸与選考結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知により貸与の決定を受けた者は、市長が定める日までに、誓約書（様式第4号）及び奨学金振込口座届（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨学金の貸与方法)

第6条 条例第8条に規定する奨学金の貸与方法については、次の各号に掲げる奨学金を当該各号に掲げる月に振り込むものとする。

- (1) 4月から9月までに係る奨学金 5月（貸与期間の最初の年においては7月）
- (2) 10月から翌年3月までに係る奨学金 11月

(奨学金の額等の変更)

第7条 奨学生は、在学若しくは学部等の異動又は通学形態の変更等の理由により、条例第4条に規定する奨学金の額等を変更して貸与を受けようとするときは、貸与額等変更承認申請書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により、奨学金の額等を変更したときは、その旨を奨学生に対し奨学金額等変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 前2項に規定する奨学金の額等の変更は、申請のあった月又は根拠となる事実のあった月の翌月から適用する。この場合において、前条の規定により当該変更

のあった月の奨学金がすでに振り込まれているときは、次の回に振り込む金額を増額又は減額して調整するものとする。

(辞退届)

第8条 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、辞退届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(奨学金の停止又は休止等)

第9条 市長は、条例第9条第1項及び第2項の規定により奨学金の貸与を停止し、又は休止したときは、奨学金貸与停止(休止)決定通知書(様式第9号)により奨学生に通知するものとする。

2 市長は、条例第9条第3項に規定する奨学金の貸与の再開は、申請のあった月又は根拠となる事実のあった月の翌月から行うものとし、奨学金貸与再開通知書(様式第10号)により奨学生に通知するものとする。

(奨学金の返済等)

第10条 奨学金の返済額は、別表を基準として市長が定め、奨学金返済額等通知書(様式第11号)により返済義務者に通知するものとする。

2 条例第10条第1号に規定する延滞金の徴収については、大野市諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例(昭和41年条例第59号)の規定を適用する。

3 条例第10条第3号に規定する返済の猶予を受けようとする者は、在学による返済猶予申請書(様式第12号)に在学証明書その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 条例第10条第4号に規定する返済額の減額を受けようとする者は、帰郷等による返済額減額申請書(様式第13号)に住民票の写しその他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 条例第10条第5号に規定する返済の免除を受けようとする者は、婚姻による返済免除申請書(様式第14号)に戸籍謄本その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

6 条例第10条第4号及び第5号に規定する減額又は免除の措置を受けている者又はその配偶者が、市内に生活の本拠を持ちながらも、単身赴任等の事情により市外に居住する場合は、当該各号に定める要件を満たすものとみなし、当該措置を取り消さないものとする。

7 市長は、第3項から第5項までに規定する申請があったときは、その適否を決

定し、返済の猶予（減額・免除）決定通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（特別の理由による減免措置等）

第11条 条例第11条に規定する特別の理由による奨学金の返済の減免措置等を受けようとする者は、特別の理由による減免措置等申請書（様式第16号）に当該減免措置等を受けようとする根拠となる事実が生じたことを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条に規定する減免措置等は、返済義務者がいずれも返済能力が十分でない認められる場合に限り、これを行うことができるものとする。

3 条例第11条第2号の規定により返済額を減額し、又は返済を猶予する場合の基準は次のとおりとする。

(1) 奨学生又は奨学生であった者が労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有する場合であって、かつ症状が固定し又は回復の可能性が見込めない場合は、返済額を2分の1に減額する。

(2) 奨学生又は奨学生であった者が労働能力に高度の制限を有する場合であって、かつ回復の可能性が見込める場合は、3年を限度として当該制限を有する期間の返済を猶予する。

4 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、特別の理由による減免措置等決定通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

（異動届）

第12条 奨学生又は返済義務者は、次の各号に掲げる事実が生じた場合は、条例第12条の規定に基づき、異動届（様式第18号）に当該事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、奨学生が第7条に規定する貸与額等変更承認申請書を提出した場合において、その内容が重複するときは、異動届の提出を省略することができる。

(1) 奨学生又は返済義務者の氏名又は住所の変更があったとき。

(2) 奨学生の学籍の異動等があったとき。

(3) 条例第9条第1項第2号に該当する事実が生じたとき。

(4) 条例第10条第3号から第5号までに規定する猶予、減額又は免除の措置を受けている場合において、当該各号に定める要件を欠くことに至ったとき。

(5) 条例第 11 条第 2 号に規定する減額又は猶予の措置を受けている場合において、同号に定める要件を欠くことに至ったとき。

(現況届)

第 13 条 奨学生であった者は、条例第 10 条第 3 号から第 5 号までに規定する猶予、減額又は免除の措置を受けている場合は、毎年 4 月 1 日から同月 15 日までの間に、その年の 4 月 1 日における状況を記載した現況届（様式第 19 号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 22 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

奨学金の1回当り返済基準額（年4回返済・返済期間10年）

区 分	貸与期間		
	2年間	4年間	6年間
自宅通学	6,000円	12,000円	18,000円
自宅通学以外	12,000円	24,000円	36,000円



(裏)

(3) 連帯保証人

1	氏名		生年月日	年 月 日生
			本人との続柄	
	住所	〒 -	自宅電話番号	
	勤務先		勤務先電話番号	
2	氏名		生年月日	年 月 日生
			本人との続柄	
	住所	〒 -	自宅電話番号	
	勤務先		勤務先電話番号	

(4) 保護者等の同意 (申請者が未成年である場合)

保護者等の同意欄	<p>私は申請者が結の故郷奨学金の貸与を申請することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名) </p> <p>(申請者との続柄)</p>
----------	---

備考

- ~~1 申請者本人の住所は、現在居住している場所を記入してください。~~
- ~~2-1~~ 該当する口の中にレ印を記入してください。
- ~~3 申請者及び保護者等の氏名は、自署してください。~~
- ~~4-2~~ 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の生計を別にする方としてください。

様式第2号（第3条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

奨学生

氏 名

㊟

結の故郷奨学金の貸与を受けるにあたり、連帯保証人を変更したいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第3条第2項の規定に基づき申請します。

変更前	氏名		生年月日	年 月 日生
			本人との続柄	
	住所	〒 -	自宅電話番号	
	勤務先		勤務先電話番号	
変更後	氏名		生年月日	年 月 日生
			本人との続柄	
	住所	〒 -	自宅電話番号	
	勤務先		勤務先電話番号	
変更理由				

備考

- 1 変更後の連帯保証人の氏名は、自署してください。
- 2 変更後の連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の生計を別にする方としてください。

様式第3号（第5条関係）

奨学金貸与選考結果通知書

年 月 日

殿

大野市長

貴殿より申請のありました結の故郷奨学金の貸与については、貸与対象者選考審査会における選考の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

選考結果	採用 ・ 不採用
奨学生番号	第 号
貸与期間	年 月から 年 月まで
貸与金額	月額 円

備考 貸与を受けることとなった方は、今後の照会や手続きの際に奨学生番号が必要となりますので、この通知書を大切に保管してください。

様式第4号（第5条関係）

誓約書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生	住所 氏名	⑩
連帯保証人 (保護者等)	住所 氏名	⑩
連帯保証人	住所 氏名	⑩

私（奨学生）は、結の故郷奨学金の貸与を受けるにあたり、以下のことを誓約します。

- 1 大野市結の故郷奨学金貸与条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、必要な手続きについては滞りなく行います。
- 2 意欲的に勉学に励み、学生としての本分を全うします。
- 3 規律と秩序を重んじ、健康に留意して、乱れない生活を送ります。
- 4 奨学金の返済については、誠実にその義務を履行します。

また、連帯保証人は、その責任等に関し十分に理解しました。

奨学生番号	第 号
奨学金の額	月額 円
貸与期間	年 月から 年 月まで

備考

- 1 奨学生及び連帯保証人の氏名は、自署してください。
- 2 連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付してください。

様式第5号（第5条関係）

奨学金振込口座届

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

奨学生

氏 名



結の故郷奨学金の振り込みにあたっては下記の口座をお願いしたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第5条第2項の規定により届けます。

金融機関名	
支店等名	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

様式第6号（第7条関係）

貸与額等変更承認申請書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

奨 学 生	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人 (保護者等)	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟

結の故郷奨学金の額等を変更して貸与を受けたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第7条第1項の規定に基づき申請します。

奨学金の額	(変更前) 月額 円
	(変更後) 月額 円
貸与期間	(変更前) 年 月から 年 月まで
	(変更後) 年 月から 年 月まで
変更年月日	年 月 日
変更理由	

保護者等 の同意欄	私は奨学生が上記の申請をすることに同意します。
	年 月 日
	(住所)
	(氏名) ㊟
	(奨学生との続柄)

備考

- 1 奨学生が未成年である場合は、保護者等の同意が必要です。
- 2 奨学生、連帯保証人及び保護者等の氏名は、自署してください。

様式第7号（第7条関係）

奨学金等変更決定通知書

年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで申請のありました結の故郷奨学金の貸与額等の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定事項	奨学金の額（貸与期間）の変更
具体的内容	

様式第8号（第8条関係）

辞 退 届

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

奨学生

氏 名

㊟

結の故郷奨学金の貸与を辞退したいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第8条の規定により届けます。

連帯保証人	(住所) (氏名) ㊟
連帯保証人	(住所) (氏名) ㊟

保護者等の同意欄	私は奨学生が結の故郷奨学金の貸与を辞退することに同意します。 年 月 日 (住所) (氏名) ㊟ (奨学生との続柄)
----------	--

備考

- 1 奨学生が未成年である場合は、保護者等の同意が必要です。
- 2 奨学生、連帯保証人及び保護者等の氏名は、自署してください。

様式第9号（第9条関係）

奨学金貸与停止（休止）決定通知書

年 月 日

殿

大野市長

結の故郷奨学金の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	貸与の停止（休止）
措 置 期 間	年 月から（ 年 月まで）
措 置 の 理 由	

様式第10号（第9条関係）

奨学金貸与再開通知書

年 月 日

殿

大野市長

結の故郷奨学金の貸与について、下記のとおり再開しますので通知します。

再開する月	年 月
-------	-----

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

奨学金返済額等通知書

年 月 日

殿

大野市長

貸与した結の故郷奨学金について、下記のとおり返済額等を定めましたので通知します。

貸与総額	円
返済額	円 (返済期間中、3ヶ月ごとに上記金額を支払)
返済期間	年 月から 年 月まで
備考	



様式第13号（第10条関係）

帰郷等による返済額減額申請書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

申請者

氏 名



大野市結の故郷奨学金貸与条例第10条第4号の規定により結の故郷奨学金の返済額の減額を受けたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第10条第4項の規定に基づき申請します。

大野市在住に係る申告事項	<input type="checkbox"/> 在学時より引き続き大野市内に在住している
	<input type="checkbox"/> 貸与期間終了後、 年 月 日から大野市内に在住している
勤務先の名称	<input type="checkbox"/>
勤務先の所在地	<input type="checkbox"/>
勤務先の電話番号	<input type="checkbox"/>

備考

- 1 該当する□の中にレ印を記入してください。
- 2 住民票の写しを添付してください。

様式第14号（第10条関係）

婚姻による返済免除申請書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

申請者

氏 名



大野市結の故郷奨学金貸与条例第10条第5号の規定により結の故郷奨学金の返済の免除を受けたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第10条第5項の規定に基づき申請します。

婚姻した日	年 月 日
申請者本人の大野市在住に係る申告事項	<input type="checkbox"/> 在学時より引き続き大野市内に在住している <input type="checkbox"/> 貸与期間終了後、 年 月 日から大野市内に在住している
配偶者の大野市在住に係る申告事項	<input type="checkbox"/> 5年以上前から大野市内に在住している <input type="checkbox"/> 年 月 日から大野市内に在住している

備考

- 1 該当する□の中にレ印を記入してください。
- 2 申請者及び配偶者の住民票の写しを添付してください。

様式第15号（第10条関係）

返済の猶予（減額・免除）決定通知書

年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで申請のあった結の故郷奨学金の返済の猶予（減額・免除）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定事項	奨学金の返済の猶予（減額・免除）
具体的内容	

様式第16号（第11条関係）

特別の理由による減免措置等申請書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

申請者

氏 名



（奨学生との関係： ）

大野市結の故郷奨学金貸与条例第11条の規定により結の故郷奨学金の減免措置等を受けたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第11条の規定に基づき申請します。

申請内容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 返済額の減額（2分の1） <input type="checkbox"/> 返済の猶予（ 年 月まで）※3年を限度とする
申請事由	奨学生又は奨学生であった者が、 <input type="checkbox"/> 死亡したため <input type="checkbox"/> 労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有することとなったため（具体的内容を記入すること）  
上記の事実が生じた日	年 月 日

備考

- 1 該当する□の中にレ印を記入してください。
- 2 上記の事実が生じたことを証明する書類を添付してください。

様式第17号（第11条関係）

特別の理由による減免措置等決定通知書

年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで申請のあった結の故郷奨学金の返済の猶予（減額・免除）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定事項	奨学金の返済の猶予（減額・免除）
具体的内容	

様式第18号（第12条関係）

異 動 届

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

申請者

氏 名



（奨学生との関係： ）

申請事項等に変更又は異動がありましたので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届けます。

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 学籍の異動等 <input type="checkbox"/> その他
具体的内容	
上記の事実が生じた日 (又は予定日)	年 月 日

※ 該当する□の中にレ印を記入してください。

様式第19号（第13条関係）

現 況 届

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

申請者

氏 名



大野市結の故郷奨学金貸与条例第10条第3号から第5号までに規定する猶予、減額又は免除の措置を受けていますので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第13条の規定により、4月1日の状況を次のとおり届けます。

受けている措置	<input type="checkbox"/> 返済の猶予（条例第10条第3号） 大学又は大学院に在学している <input type="checkbox"/> 返済額を2分の1に減額（条例第10条第4号） 市に住民登録を有し、居住している <input type="checkbox"/> 返済を免除（条例第10条第5号） 配偶者とともに市に住民登録を有し、居住している
---------	--

備考 該当する□の中にレ印を記入してください。